

福井県報

第 250 号
令和 5 年
6 月 6 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

※運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(二三・スポーツ課)……………二

※福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(二四・同)……………二

※母体保護法施行細則の一部を改正する規則(二五・こども未来課)……………三

告 示

○有害な興行の指定(二六三・県民安全課)……………四

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退(二六四・障がい福祉課)……………四

○指定採取源の指定の解除(二六五・県産材活用課)……………四

○土地改良区の定款変更の認可(二六六・福井農林総合事務所)……………五

○道路の区域の変更(二六七、二六八・道路保全課)……………五

訓 令

※福井県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令(二九・財産活用課)……………六

公 告

○第二十六回福井県介護支援専門員実務研修受講試験の実施(長寿福祉課)……………六

○土地改良区の役員の内退(福井農林総合事務所)……………七

○土地改良区の役員の内任(同)……………七

○公共測量の終了(土木管理課)……………七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………八

○選挙管理委員会告示……………八

○政治団体の設立の届出(七九)……………八

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(八〇)……………八

○資金管理団体の指定の届出(八一)……………九

○公安委員会告示……………九

○警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(六八・生活安全企画課)……………一〇

○福井県市町村職員共済組合公告……………一〇

○福井県市町村職員共済組合の令和四年度決算の要旨……………一一

規則

運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十三号

運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

運動公園の管理運営に関する規則(令和元年福井県規則第三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第八条 条例第十三条の規定により使用料の全部または一部を免除できる場合は次の各号に掲げる場合とし、免除することができる使用料の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 県がスポーツに関する行事に使用する場合 使用料に相当する額</p> <p>二 県内の市町がスポーツに関する行事に使用する場合 使用料の二分の一に相当する額</p> <p>三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳を有する者が専用することなく使用する場合 使用料に相当する額</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第十三号)を所長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免申請手続)</p> <p>第八条 条例第十三条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免の理由が生じた日から起算して十日以内に、使用料減免申請書(様式第十三号)を所長に提出しなければならない。</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十四号

福井県立武道館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立武道館の管理運営に関する規則(令和四年福井県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(使用料の減免)</p> <p>第九条 条例第七条の規定により使用料の全部または一部を免除できる場合は次の各号に掲げる場合とし、免除することができる使用料の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳を有する者が専用することなく使用する場合 使用料に相当する額</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(使用料の減免)</p> <p>第九条 条例第七条の規定により使用料の全部または一部を免除できる場合は次の各号に掲げる場合とし、免除することができる使用料の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額</p> <p>2 (略)</p>

附則
この規則は、公布の日から施行する。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十五号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則(昭和二十七年福井県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号および第三号中

「4 受胎調節実地指導員指定年月日 年 月 日」を 「4 受胎調節実地指導員指定年月日 年 月 日 無 日姓」に改める。
5 旧姓併記の希望の有無

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の母体保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第263号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年5月23日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	淫臭まみれ 発情三姉妹	新田組 〈新東宝映画〉
映画	テリフラー 終わらない惨劇 (原題) TERRIFIER 2	ゾルーク (アメリカ)
映画	ビデオドローム [4Kデジタルクターズ カット版] (原題) VIDEODROME	東京テアトル (カナダ)

福井県告示第264号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師がその指定を辞退したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
眼科	赤木 好男	医療法人 林病院	越前市府中1丁目3番5号	令和5年2月6日

福井県告示第265号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、指定採取源の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

指定番号	指定年月日	指定採取源 の別	採種・採穂 の別	樹種	所 在 場 所	解除する母樹		解除後の母樹林		所有者等の氏名 または名称	所有者等の住所
						本数	面積 ha	本数	面積 ha		
福井青 50-2	S501224	育種母樹	採種	ヒノキ	小浜市下根来99布谷1-1	本 19	ha 0.05	本 629	ha 0.97	県有財産管理者 福井県知事	福井市大手3-17-1

福井県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
小舟渡土地改良区	令和5年5月29日

福井県告示第267号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和5年6月6日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員	延長
				(単位： メートル)	(単位： メートル)
主要地方道	清水美山線	新	福井市田中町10字二田長16番5から福井市田中町7字金串2番7まで	7.1 ～ 9.4	67.4
			福井市田中町10字二田長16番5から福井市田中町7字金串2番7まで	7.1 ～ 8.0	67.4

福井県告示第268号

主要地方道福井今立線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり

公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和5年6月6日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
		新	福井市田中町10字二田長5番3から福井市田中町8字桑垣内3番5まで	8.5 ～ 13.8	152.2
		旧	福井市田中町10字二田長5番3から福井市田中町8字桑垣内3番5まで	8.2 ～ 10.4	152.2
	主要地方道	福井今立線			

訓 令

福井県訓令第19号

庁中一般
各出先機関

福井県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

福井県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

福井県自家用電気工作物保安規程(昭和46年福井県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「安全環境部危機対策・防災課」を「防災安全部危機管理課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年6月6日から施行する。

公 告

第26回福井県介護支援専門員実務研修受講試験を実施するので、次のとおり公告する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

- 試験の日時
令和5年10月8日(日)午前10時から
- 試験の場所
福井市光陽2丁目3番22号
福井県社会福祉センター
福井市田原1丁目13番6号
フエニックス・プラザ
- 試験の実施機関
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
- 試験の内容および方法
次に掲げる基礎的知識および技能を有することを確認するための五肢複択方式による筆記試験を行う。
 - 介護保険制度に関する基礎的知識
 - 要介護認定および要支援認定に関する基礎的知識および技能
 - 居室サービス計画および施設サービス計画に関する基礎的知識および技能
 - 保健医療サービスおよび福祉サービスに関する基礎的知識および技能
- 受験資格
受験することができる者は、次の(1)および(2)の要件を満たす者とする。
 - 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」3の要件に該当する者であること。
 - (1)の受験資格に該当する業務に現に従事している者にあつてはその勤務地が福井県内にある者、それ以外の者にあつては福井県内に住所を有する者であること。
- 受験手続
 - 受付期間および受付時間
令和5年7月3日(月)から同年7月13日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)
 - 受付時間
午前9時から午後5時まで
なお、郵送(簡易書留)による場合は、令和5年7月13日(木)までの消印があるものに限る、受け付ける。
 - 受付場所
〒910-8516

福井市光陽2丁目3-22

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会福祉人材課

(3) 提出書類

次の受験申込書および添付書類を提出すること。

ア 受験申込書（返信用はがき（受験票）に63円切手を貼り、宛て先を明記すること。）

イ 受験資格があることを証明する書類（実務経歴証明書等。なお、改姓している場合には、戸籍抄本を添えること。）

ウ 写真2枚（正面、脱帽、上三分身（概ね胸から上）、縦4センチメートル、横3センチメートルで申込みの日前6か月以内に撮影したものを受験申込書の所定の箇所に貼り付けること。）

エ 合否通知書送付用封筒（長形3号。84円切手を貼ること。）

(4) 受験手数料

9, 100円（試験手数料7, 700円、試験問題作成等手数料1, 400円を福

井県社会福祉協議会指定の口座へ振り込むこと。）

7 身体に障がい等のある受験者への配慮

視覚、聴覚、肢体等に障がい等がある方は、障がい等の状態に合わせて受験上特別な配慮を行うことがあるので、受験申込書に特別な配慮の希望の有無を記載すること。

8 合格者の発表

令和5年12月4日（月）に、福井県庁舎1階掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否の結果を書面により通知する。

9 その他

(1) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

(2) 試験案内および受験申込用紙は、令和5年6月1日（木）から、各市役所・町役場、坂井地区広域連合介護保険課、福井県社会福祉センター、各市町社会福祉協議会および福井県健康福祉部長福祉課において配布する。

(3) 受験票は受験申込書を受理した後に郵送するので、試験当日に持参すること。

(4) 受験手続その他この試験に関する問合せは、福井県社会福祉協議会福祉人材課（電話 0776-21-2294）に行うこと。

社土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

理事 西口 公範 福井市東下野町第16号30番地

理事 廣瀬 峰雄 福井市東下野町第12号14番地
理事 森國 康夫 福井市西下野町第13号14番地
理事 森國 治和 福井市西下野町第12号8番地
理事 河野 善司 福井市久喜津町第71号25番地
理事 渡辺多右エ門 福井市久喜津町第70号44番地
理事 岩嵜 秀利 福井市朝宮町第10号29番地
理事 藤井 和文 福井市下江守町第30号60番地
理事 深草 光夫 福井市下江守町第25号75番地
理事 高松 英明 福井市清水町第8号5番地
理事 松山 敏郎 福井市片粕町第64号5番地
理事 池上 慶一 福井市片粕町第67号19番地
理事 堀岡 龍男 福井市下江守町第37号70番地
理事 堀岡 俊宏 福井市下中町第2号1番地29

社土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	廣瀬 峰雄	福井市東下野町第12号14番地
理事	西口 公範	福井市東下野町第16号30番地
理事	森國 直明	福井市西下野町第17号20番地
理事	森國 治和	福井市西下野町第12号8番地
理事	河野 善司	福井市久喜津町第71号25番地
理事	渡辺多右エ門	福井市久喜津町第70号44番地
理事	岩嵜 秀利	福井市朝宮町第10号29番地
理事	永田 真人	福井市下江守町第37号53番地
理事	深草 光夫	福井市下江守町第25号75番地
理事	高松 英明	福井市清水町第8号5番地
理事	松山 敏郎	福井市片粕町第64号5番地
理事	矢野 文雄	福井市久喜津町第69号49番地
理事	池上 慶一	福井市片粕町第67号19番地
理事	森下 優	福井市本堂町第37号1番地46

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の

規定により、令和5年5月19日に高浜町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年6月6日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
高浜町
- 2 作業の種類
公共測量（河川管理台帳作成に伴う航空写真測量・地図訂正業務）
- 3 作業の期間
令和4年6月24日から令和5年3月30日まで
- 4 作業の地域
高浜町

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年6月6日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県電子調達システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部土木管理課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年5月18日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
富士通Japan株式会社北陸公共ビジネス部
福井県福井市毛矢1丁目10番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
64,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

（その他の政治団体）
（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年4月13日	中川あきゆき後援会	中川 陽如	矢部 秀樹	福井市菅谷1-1-5
令和5年4月17日	酒井ゆきこサポートチーム	酒井 友季子	山岸 みづき	鯖江市長泉寺町4-3-1
令和5年4月18日	東井ただよし後援会	久常 良	東井 ひろ子	鯖江市田村町5-5
令和5年4月20日	岡村ゆう後援会	岡村 祐	岡村 優子	今立郡池田町松ヶ谷14-30-1

福井県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年12月31日	大森てつお旭後援会	町井 廣	会計責任者	水野 新一	宗京 順
令和4年12月31日	大森てつお後援会	森永 克彦	代表者	森永 克彦	山下 徳太郎
令和4年12月31日	大森てつお清水後援会	渡辺 忠雄	会計責任者	桑島 誠	広部 厚
令和4年12月31日	大森てつお美山後援会	高嶋 正夫	会計責任者	大森 悦子	大森 紀之
令和5年3月31日	やすおフレンズ	山本 尚樹	代表者	山本 尚樹	木下 高廣
令和5年4月1日	自由民主党福井県郵政政治連盟支部	宇野 憲二	会計責任者	竹下 雅裕	嶋崎 一哉
令和5年4月1日	福井県農政連丹生支部	谷口 新悟	主たる事務所の所在地	鯖江市中野町73-13	福井市清水杉谷町45-88
令和5年4月11日	福井県農政連立支部	小椋 昇	主たる事務所の所在地	鯖江市中野町73-13	鯖江市上河端町18-6
令和5年4月17日	田中みつひこ後援会	田中 房一	主たる事務所の所在地	勝山市北郷町東野17-31	勝山市郡町3-306
令和5年5月1日	自由民主党鯖江市支部	山本 拓	主たる事務所の所在地	鯖江市水落町1-5-31	鯖江市紀町25-12-2

福井県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和5年4月14日	酒井 友季子	鯖江市議会議員	酒井ゆきこサポーターチーム	鯖江市長泉寺町4-3-1

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第68号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年6月6日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
貴重品運搬警備業務1級	令和5年9月5日(火)	午前9時30分から 午前11時まで
貴重品運搬警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
貴重品運搬警備業務1級	令和5年10月5日(木)	午後1時から 午後5時まで
貴重品運搬警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部第1分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 貴重品運搬警備業務1級

(1)に掲げる者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和5年7月31日(月)から同年8月4日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者については、その者の住所地在を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者については、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者については、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者については、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料

16,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

福井県市町村職員共済組合

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年6月6日

福井県市町村職員共済組合

理事長 東村 新一

1 組合に属する地方公共団体の数は、市町17団体、一部事務組合等23団体の計40団体である。

2 組合員数、標準報酬の月額および被扶養者数は次のとおりである。

組合員数	一般 (うち特別職)		短期	市町村長	特定消防	長期	市町村長 長期	後期高齢者等 短期	任意継続	計
	長期	短期								
9,159 (39)	3,178,562 (24,300)	3,243,662 (26,490)	3,514	17	1,127	3	0	33	62	13,915
標準報酬の月額			-	11,050	414,140	1,030	0	-	-	3,604,782
組合員 1人当たり 標準報酬の月額	347,042円 (623,077)	354,150円 (679,231)	-	650,000円	367,471円	343,333円	0円	-	-	349,775円
被扶養者数	5,926	596	14	1,593	367,471円	530,000円	0円	188,848円	310,161円	304,726円
組合員 1人当たり 被扶養者数	0.65	0.17	0.82	1.41	-	-	-	-	0.48	0.59

(単位：人、千円)

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	13	2	1	3	1	20

4 各経理単位別収支状況および資産の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	短期		厚生年金 金保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
	負担金・掛金	収入										
事業収入	6,198,783	12875,833	822,608	59,242			120,002	253,561	117,304			5,969
補助金等収入		28,176										
他経理より繰入金								22,794		20,000		
利息及び配当金		37				2,665		346	3,489	3,422	578,314	

借 債	計	計													
		流 動 負 債	固 定 負 債	計	剰 余 金	貸					借				
						0	377,696	848,982	979,449	53,303,278	494,520	0	398	52,400	786,730
		4,713	4,010	9,800	46,939,306	13	0	398	52,400	786,730	480,733	474,408	6,325	786,730	1,726,510
		146,099	7,805	24,612	51,757	262,940	0	398	52,400	786,730	480,733	474,408	6,325	786,730	1,726,510
		150,812	11,815	34,412	46,991,063	262,953	0	398	52,400	786,730	480,733	474,408	6,325	786,730	1,726,510
		226,884	837,167	945,037	6,312,215	231,567	0	0	0	0	1,245,777	1,245,777	0	0	1,245,777